

平城京東市跡推定地の調査VII

第9次発掘調査概報

平成元年

奈良市教育委員会

序

平城京東市は、西市とともに都におかれた官営の市場で、当時の経済流通の中心でした。しかしながら、この実態については不明な部分が多く、平城京東市跡の調査は、奈良時代の社会や経済を知る上で不可欠であるといわれております。

奈良市教育委員会では、こうしたこの遺跡の重要性から、市内杏町、東九条町、西九条町に存在するこの平城京東市跡推定地の発掘調査を昭和56年から国庫補助を受け、継続して実施しております。本年度実施いたしました調査で、第9次調査になりますが、これまでの調査で、平城京東市について、多くの新しい知見が得られ、徐々にではありますが、その内容が明らかになりつつあります。しかしながら、東市跡の全容を明らかにするには未だ至ってはおらず、本遺跡の平城京東市跡としての確定についても、まだいくつかの問題点が残されております。

本調査について、これまで多大のご理解とご協力いただいた土地所有者と地元住民の皆様、関係機関各位には、ここに厚く御礼申し上げますとともに、今後とも、なお一層のご理解、ご協力をお願い申し上げる次第です。

平成元年3月

奈良市教育委員会

教育長 久保田 正一

例　　言

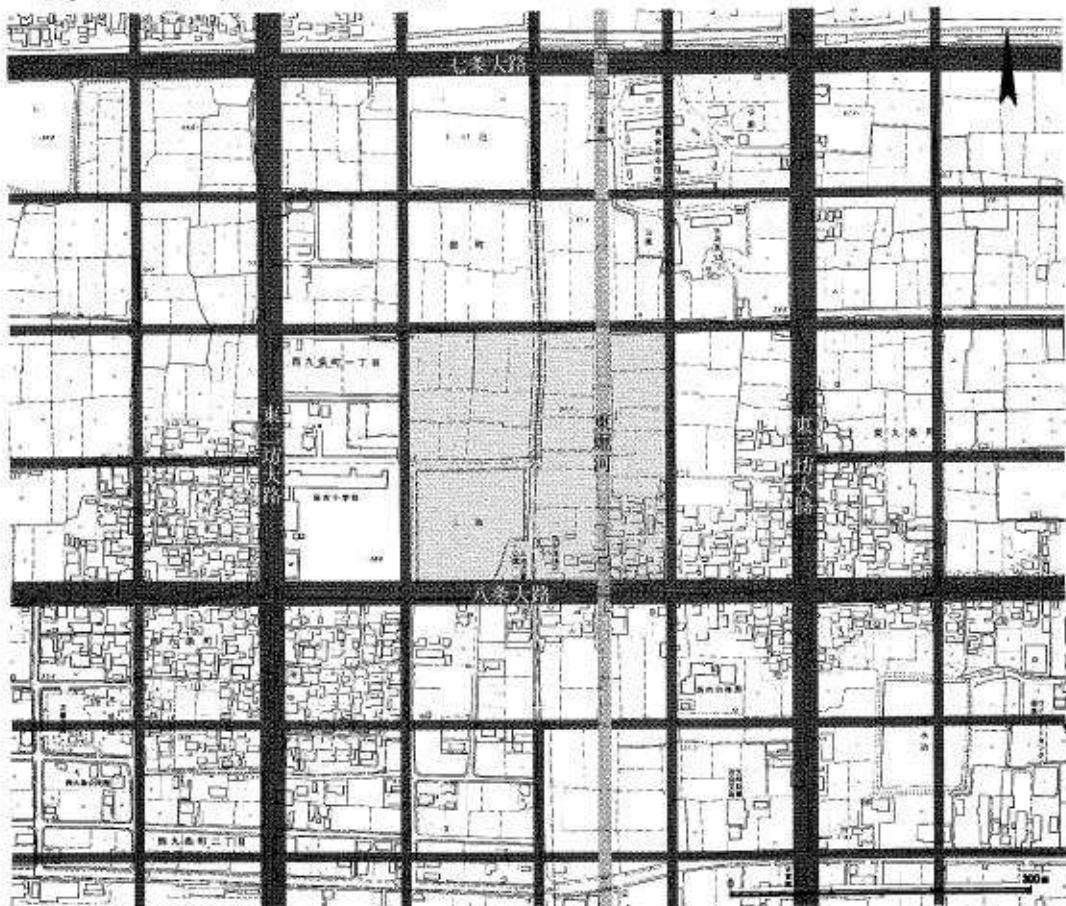
1. 本書は、奈良市教育委員会が、昭和63年度に国庫補助事業として実施した平城京東市跡推定地第9次発掘調査の概要報告書である。
1. 調査地は、奈良市杏町580-1の水田で、昭和63年11月24日から平成元年1月11日にかけて発掘調査を実施した。
1. 調査は、奈良市教育委員会文化課（課長 館野和己）がこれを行い、森下恵介が担当した。また、調査にともなう事務は、大原和雄、川崎尚彦が担当した。なお、調査補助員として、相原嘉之（奈良大学学生）の参加があった。
1. 調査にあたっては、土地所有者である吉松茂信氏の御理解と御協力を受け、本書の作成にあたっては、奈良国立文化財研究所・知恩院からの写真の提供を受けた。記して感謝したい。
1. 本書の執筆および編集は、森下恵介がおこなった。

I はじめに

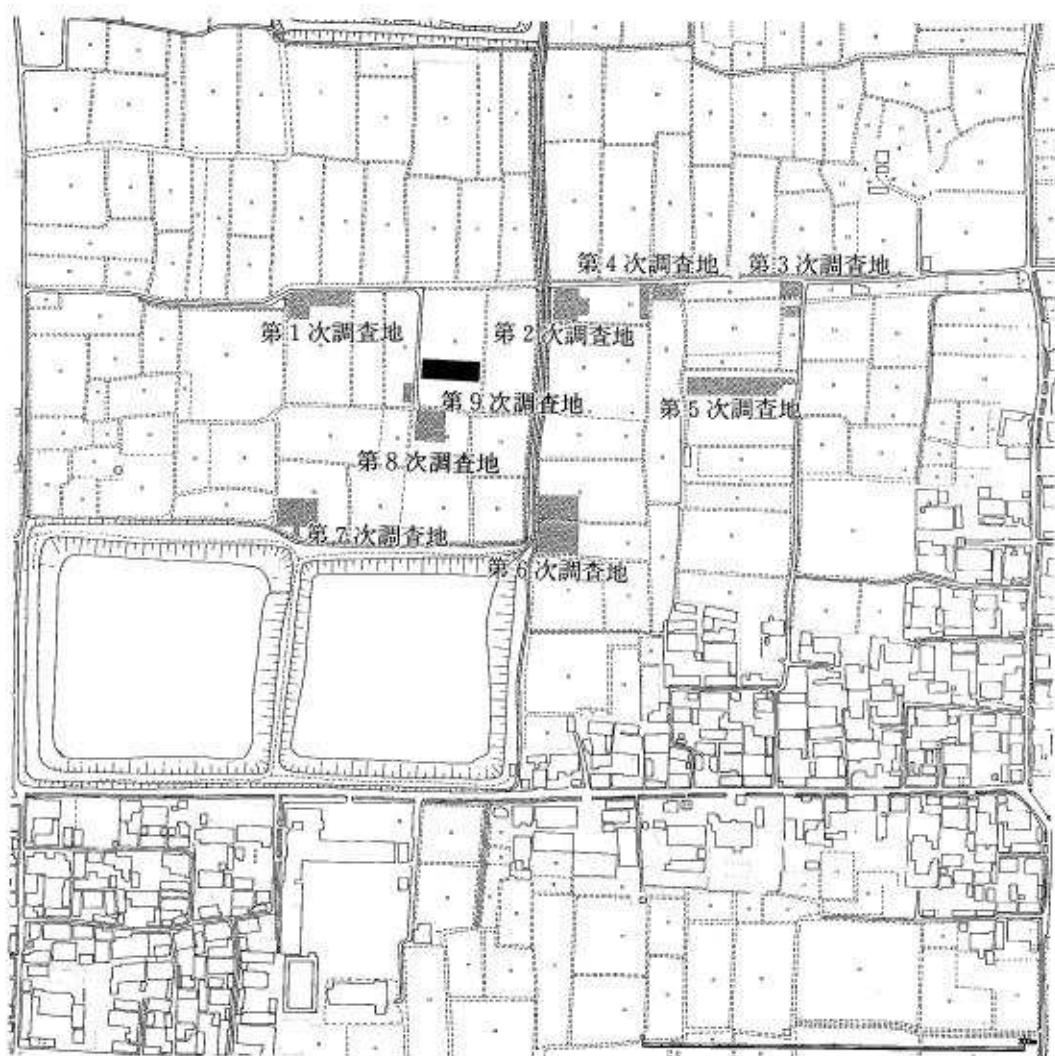
調査の契機と経過　いうまでもなく、平城京東市は、西市とともに都域内に設けられた官営の市場で、奈良時代の流通の拠点であった。こうした市跡の調査とその実態の解明は、平城京という古代都市の性格や構造、奈良時代の経済活動などを知る上できわめて重要であることは論を待たない。

東市の所在地については、從来平城京の研究とともに諸説が示されているが、平城京左京八条三坊五・六・十一・十二坪に比定する説が有力である。このため、奈良市教育委員会では、この地域の発掘調査を、平城京内重要遺跡発掘調査として国の補助金を受け、昭和56年度以来継続して実施してきた。¹⁾

これまでの第1次から第8次の調査では、その周辺の条坊を確認し、その範囲を明らかにするとともに坪内部についても、徐々にその様相を明らかにしつつある。しかしながら、



市域推定地の地形と条坊



発掘区の位置 1/4000(奈良国立文化財研究所1963年作成 1/1000「東市」使用)

今までの調査成果では、調査面積が少ないとともあり、この地域を東市跡と断定するには、残念ながら未だ資料不足といわざるを得ない状況である。現状では、この地域での調査成果の蓄積とその平城京内での位置づけを統けて行うことが、東市の解明のために重要なと考えられる。

こうしたことから、昨年度の第8次調査から調査目的を周辺の条坊等の範囲の確認から内部の利用実態の把握に移し調査を進めている。このため本年度の調査も第8次調査に引き続き、六坪内部の造構の解明に主眼を置いた。本年度第9次調査の調査地は、第8次調査地の北側に隣接する水田で、南北10m、東西30m（発掘面積300m²）の発掘区を設定した。調査は昭和63（1988）年11月24日から翌年の平成元（1989）年1月11日に現地の調査を終了した。

II 検出遺構の概要

堆積土層 発掘区内の土層は、厚さ10~20cmの水田耕土の下、約30cmの茶灰色砂質土があり、その下が黄褐色粘質土となる。発掘区中央部分では、黄褐色粘質土の上層に約10cmの黄灰色砂質土、灰色粗砂の堆積がみられ、発掘区東部では、茶灰色砂質土の下層は、褐色粗砂層がつく。遺構は、黄褐色粘土層と、この褐色粗砂層の上面で検出した。

検出遺跡 検出した遺構は、奈良時代の掘立柱建物8棟と耕作に伴うものと考えられる素掘り溝6条である。このうち、掘立柱建物2棟は、1棟の建物をほぼ同じ場所に建て替えたものと考えられる。また、奈良時代の柱穴に、建物跡としてまとめ得ないものが、数か所ある。

S B 170 発掘区西北部で検出した。建物の大半が発掘区外にあるが、東西1間(1.8m)以上、南北1間(1.5m)以上の総柱建物と考えられる。

S B 171 S B 170と同じく発掘区西北部で検出した東西1間(1.8m)以上、南北2間(4m)以上の建物。柱間は、東西が1.8m、南北が2.0mである。

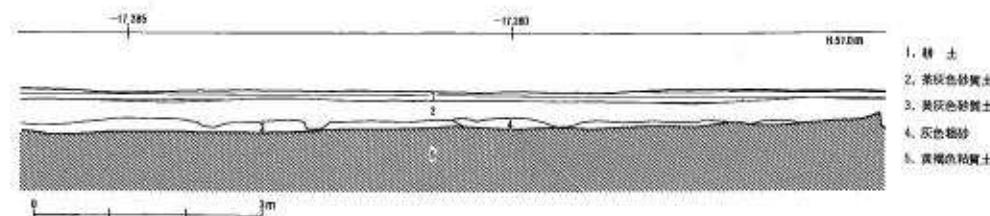
S B 172 発掘区西寄りで検出した桁行2間(3.6m)以上、梁間2間(4.4m)の南北棟。柱間は、桁行が1.8m、梁間は、2.4m、2mと不揃いである。

S B 173 建物S B 172の南側で検出した東西3間(4.5m)、南北2間(3.2m)以上の総柱建物。3か所の柱痕跡上面に瓦片が堆積しており、西北隅と東南隅の柱穴掘形埋土からは、軒丸瓦、軒平瓦が出土した。

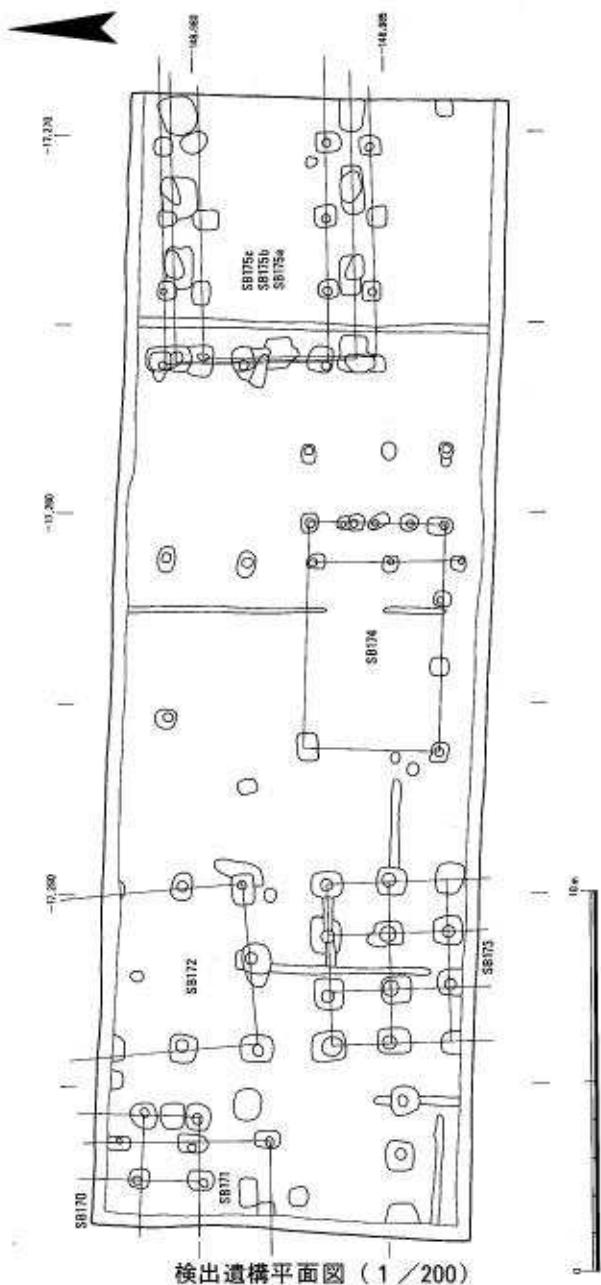
S B 174 発掘区中央で検出した桁行3間(6.0m)、梁間2間(3.6m)の東西棟。西妻柱および北側柱は、削平されたためか検出できなかった。東側に庇(1.8m)がつく可能性もある。柱間は、桁行が2.0m、梁間が1.8mである。

S B 175 a 建物S B 175 bの柱穴と重複する桁行3間(6.0m)以上、梁間2間(4.4m)の東西棟、柱間は、桁行が2.0m、梁間が2.2mである。

S B 175 b 建物S B 175 a、cと重複して検出した桁行3間(7.2m)以上、梁間2間(4.8m)の東西棟。柱間は、桁行、梁間とも2.4m等間。柱穴には、すべての柱穴に

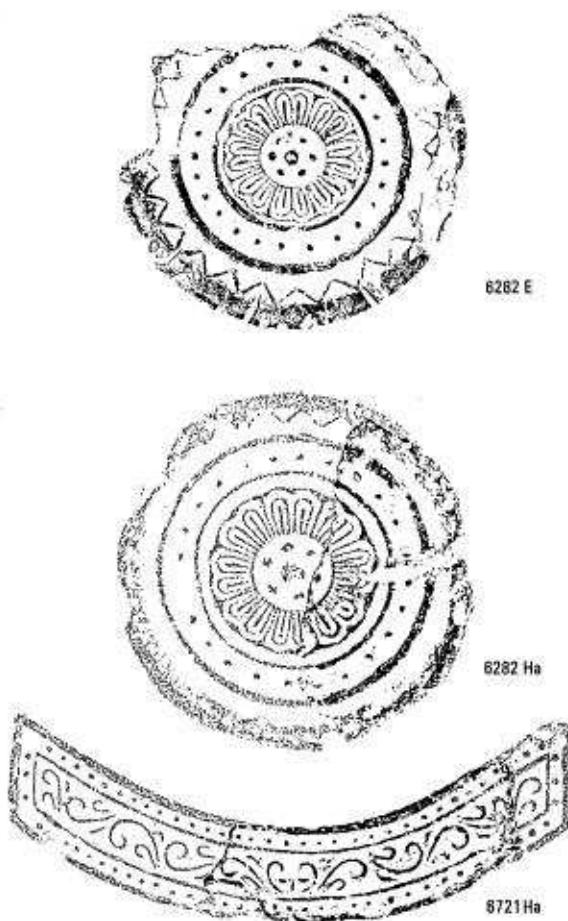


発掘区北壁土層図 (1/200)



柱の抜取り痕跡がある。またその重複関係から建物 S B175 a より新しく、S B175 a を建て替えた建物であることがわかる。

S B175 c 発掘区東側で検出した桁行3間(6.0m)以上、梁間2間(4.2m)の東西棟。柱間は、桁行が2.0m、梁間が2.1m等間である。柱穴の重複関係から建物 S B175 b より新しいことがわかる。S B175 b を建て替えた建物である。



出土軒瓦（1／4）

III 出土遺物

今回の調査で出土した遺物には、奈良時代の瓦類と須恵器、土師器などの土器類があるが、土器類の大半は、遺構面上層の黄灰色砂質土、灰色粗砂層から出土したもので、小片でその量も少ない。遺構に伴い出土したものとしては、建物 S B 173 の柱穴から出土した軒瓦があるだけである。軒瓦は、建物 S B 173 の西北隅の柱穴掘形埋土から軒丸瓦が 1 点、同じく東南隅柱穴掘形埋土から軒丸瓦 1 点、軒平瓦 2 点が出土した。西北隅柱穴から出土した軒丸瓦は、平城宮 6282 H a 型式であり、東南隅柱穴から出土した軒丸瓦は、平城宮 6282 E 型式である。軒平瓦 2 点は、いずれも平城宮 6721 H a 型式である。

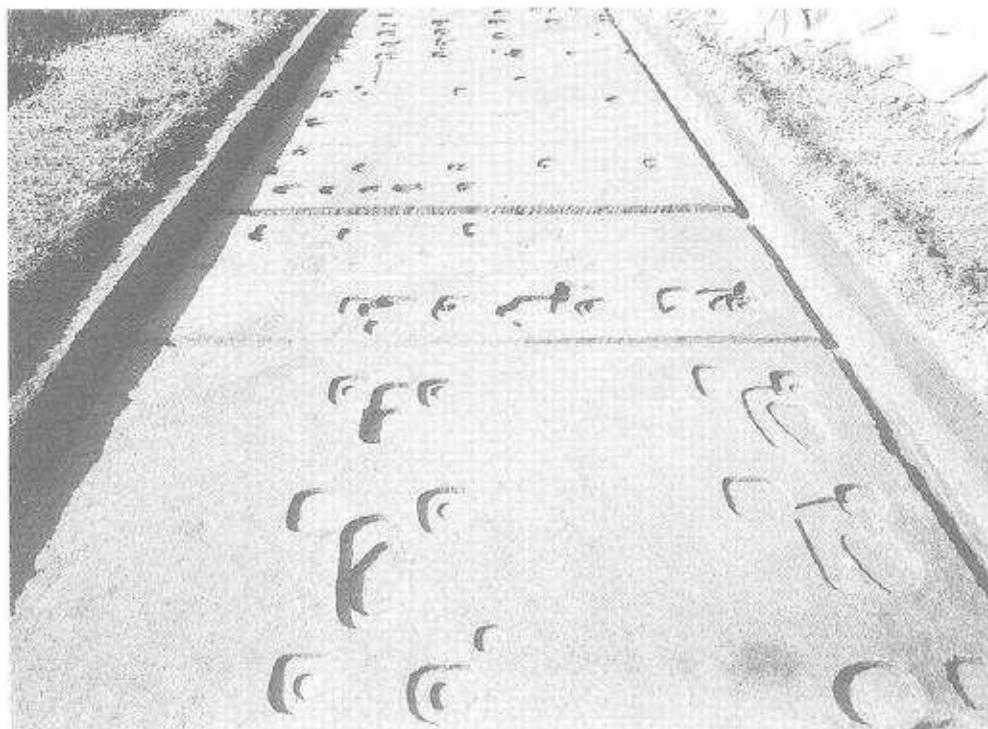
IVまとめ

今回の調査では、東市と推定される左京八条三坊六坪の内部の遺構について、新たな資料を得ることができた。以下に、今回新たに加えられた知見について簡単にまとめ、問題点を指摘しておく。

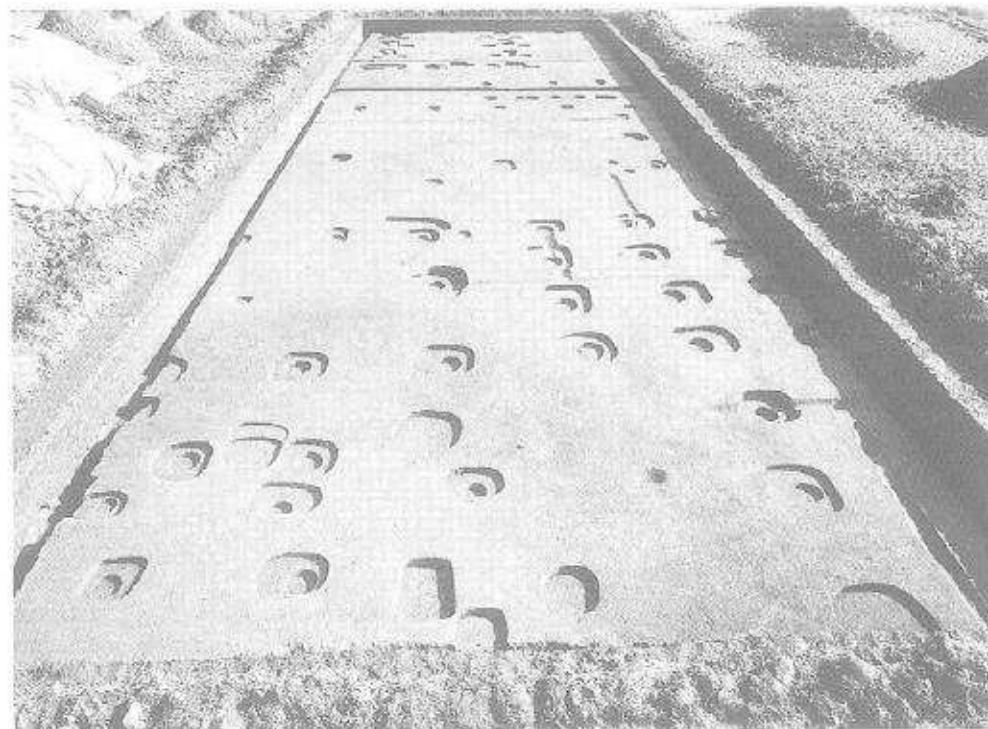
今回の調査で検出した奈良時代の掘立柱建物は、8 棟でこのうち倉庫と考えられる総柱建物が 2 棟ある他は、中規模以下の掘立柱建物である。こうした建物のありかたは、同じく市推定地である十一坪³⁾で行った第 5 次調査の遺構のあり方ときわめて類似する。周辺の左京八条三坊九坪の調査では、総柱建物はまったく検出されておらず、物資の集積、保管といった倉庫のもつ機能から総柱建物がめだつ点は市の存在を考えるには、きわめて有力である。ただ、市の周辺には、「市庄」、「調邸」など中央・地方諸官司の物資調達、保管施設が存在し、そこには倉庫がともなっていたことも文献資料に知られる。このようなことから今後、東市の解明のためには、同じく左京八条三坊の市推定地での資料を積み重

ね、その全容を明らかにしていくことが重要であることはいうまでもないが、場合によつては、左京八条三坊を含め、周辺部のより広範な地域の調査をも検討する必要性もあるものと思われる。⁶⁾また、本年度は、右京八条三坊の西市推定地の調査が大和郡山市教育委員会によって実施されており、その調査の進展と今後の調査成果の比較検討が、期待される。

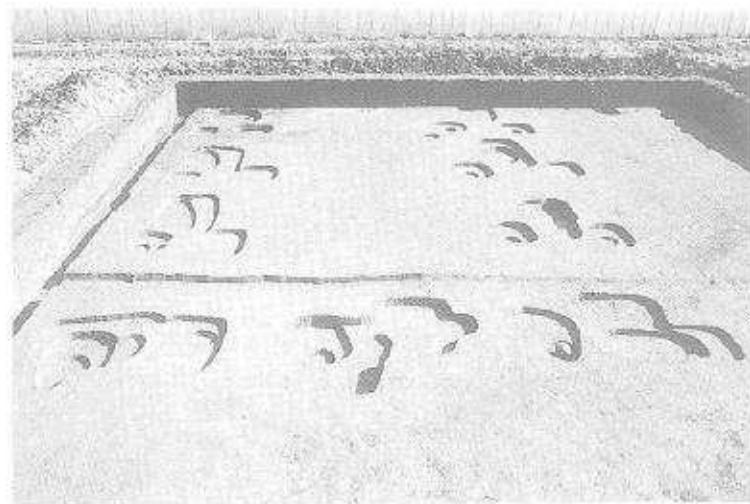
- 1) 奈良市教育委員会『平城京東市跡推定地の調査Ⅰ～VI』1983～1988
- 2) 奈良市教育委員会『平城京東市跡推定地の調査VI 第8次発掘調査概報』1988
- 3) 奈良市教育委員会『平城京東市跡推定地の調査Ⅲ 第5次発掘調査概要』1985
- 4) 奈良県・奈良国立文化財研究所『平城京左京八条三坊発掘調査概報 東市周辺東北地域の調査』1976
- 5) 『薬師院文書』天平勝宝7年5月7日相模国司牒(『大日本古文書』4-58)
天平勝宝7年11月13日相模国司牒(『大日本古文書』4-83)
天平勝宝8年2月6日相模国朝集使解(『大日本古文書』4-114)
- 6) 平城京左京八条三坊に東市が存在したと推定する根拠は、注5)『薬師院文書』天平勝宝7年11月13日相模国司牒に相模國調邸が「東市西辺」にあったこと、同じく天平勝宝8年2月6日相模国朝集使解にその相模國調邸が、一町の規模で「左京八条三坊」にあったと見えることによる。また、この相模國調邸の地を購入したものと考えられる東大寺領東市庄は、『薬師院文書』天平勝宝8年正月12日東西市庄解(『大日本古文書』4-109)によれば、その敷地内を北から南へかけて幅2丈の「堀河」が、貫流していたことが知られる。ただ、奈良時代の堀河と考えられる流路は、市推定地である八条三坊十一坪、十二坪の中央を貫流していることが、これまでの発掘調査でわかつており、文献の記載に誤りがないとすれば、この「相模國調邸」が推定される八条三坊三坪、四坪にもうひとつの「堀河」が存在することになる。この堀河の遺構を発見することも、東市跡推定の大きな手がかりとなろう。



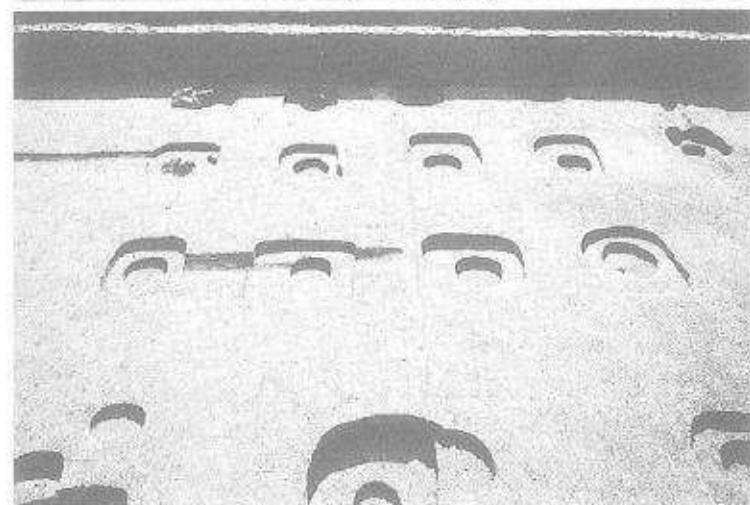
発掘区全景(東から)



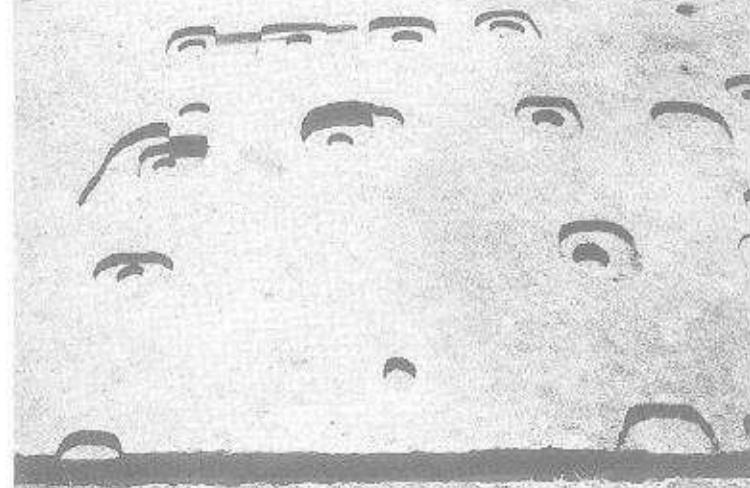
発掘区全景(西から)



SB175
(西から)



SB173
(北から)



SB172
(北から)

平城京東市跡推定地の調査Ⅶ
第9次発掘調査概報

平成元年3月20日 印刷

平成元年3月31日 発行

編集・発行 奈良市教育委員会
奈良市二条大路南1丁目1-1

印 刷 株式会社 昭文社
奈良市柏木町176-1



表 紙 平城京市指図（京都知恩院蔵『写経所紙筆授受日記』紙背）